

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 災害危険区域

災害危険区域の指定は、市民が災害に関する認識を深め、自主的に災害に対する予防措置を講じるために必要な情報を提供するとともに、防災関係機関があらかじめ災害の発生するおそれの高い区域を把握し、効果的な防災対策を実施するために行うものである。

第1 法令により指定されている災害危険区域

1 急傾斜地崩壊危険区域（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条）

平成17年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険区域は1箇所である。

表 急傾斜地崩壊危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	指定年月日	保全人家戸数	施工状況
飯ノ峯	箱作	4.58	H5.3.31	19	施工済

2 地すべり防止区域（地すべり防止法第3条）

平成17年4月1日現在、本市域には地すべり防止区域はない。

3 災害危険区域（建築基準法第39条）

平成17年4月1日現在、本市域の建築基準法による災害危険区域は2箇所である。

表 建築基準法に基づく災害危険区域一覧表

区域名	所在地	面積(ha)	種別	指定年月日
山中溪	山中溪	1.72	2種	S.59.3.28
飯ノ峯	箱作	4.58	1種	H.5.3.31

第2 その他の災害危険区域(法令により指定されている災害危険区域を含む)

1 急傾斜地崩壊危険箇所(、、)

平成17年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険箇所は、22箇所(自然斜面18箇所、人工斜面4箇所、自然斜面の内1箇所は急傾斜地崩壊危険区域に指定されている)である。

表 急傾斜地崩壊危険箇所 一覧表

(自然斜面)

個所番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
582	三井鳥取	鳥取三井	44	135	18	33	
583	飯ノ峯	箱作	50	160	26	16	区域指定済
584	緑ヶ丘	山中溪	46	90	42	21	
585	いずみが丘団地	箱作	35	87	16	20	
586	いずみが丘住宅(1)	箱作	40	105	12	18	
587	いずみが丘住宅(2)	箱作	38	130	8	7	
588	住友金属	箱作	40	90	14	13	
589	万葉台	箱作	50	105	22	10	
590	石墓ノ上	桑畑	37	150	20	6	
591	小堀山(1)	桑畑	40	80	34	10	
592	山中溪(1)	山中溪	45	100	25	12	
593	山中溪(2)	山中溪	49	240	32	14	
594	地蔵谷口	山中溪	35	190	35	18	小学校
595	南垣外	山中溪	40	50	30	7	
673	箱作(1)	箱作	46	70	8	9	いずみが丘団地境
860	和泉鳥取(2)	和泉鳥取	43	88	16	11	
861	緑ヶ丘三丁目	緑ヶ丘三丁目	35	83	12	7	
862	さつき台二丁目(1)	さつき台二丁目	31	88	12	6	

(人工斜面)

個所番号	個所名	所在地	地 形			保全 人家 戸数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
45	松風荘苑	和泉鳥取	70	100	30	10	
46	南海団地	鳥取	43	272	30	77	住民センター
47	南海団地東5丁目	南海団地	43	278	26	44	
50	箱作(2)	箱作	47	255	24	45	

平成17年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険箇所は、11箇所(自然斜面)である。

表 急傾斜地崩壊危険箇所 一覧表

(自然斜面)

個所番号	個所名	所在地	地 形			保 全 人 家 戸 数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
1003	和泉鳥取(1)	和泉鳥取	45	63	8	3	
1004	石田(1)	石田	45	68	14	1	
1005	石田(2)	石田	36	90	12	2	
1006	光陽台二丁目(1)	光陽台二丁目	38	50	12	3	
1007	光陽台四丁目(1)	光陽台四丁目	42	53	10	2	
1008	箱作(3)	箱作	38	68	8	1	
1009	緑ヶ丘二丁目(1)	緑ヶ丘二丁目	40	38	22	4	
1010	緑ヶ丘二丁目(2)	緑ヶ丘二丁目	55	50	32	1	
1011	自然田	自然田	47	100	60	1	
1012	桑畑(1)	桑畑	37	68	28	1	
1013	箱の浦(1)	箱の浦	40	75	10	2	

平成17年4月1日現在、本市域の急傾斜地崩壊危険箇所は、16箇所である。

表 急傾斜地崩壊危険箇所 一覧表

個所番号	個所名	所在地	地 形			保 全 人 家 戸 数	備 考
			傾斜度 (度)	長さ (m)	高さ (m)		
265	桑畑飛地	桑畑飛地	31	100	32	0	
266	山中溪(3)	山中溪	31	130	48	0	
267	石田(3)	石田	35	320	64	0	
268	桑畑(2)	桑畑	33	120	66	0	
269	桑畑(3)	桑畑	30	240	128	0	
270	桑畑(4)	桑畑	35	230	114	0	
271	貝掛(1)	貝掛	33	180	32	0	
272	貝掛(2)	貝掛	31	160	36	0	
273	貝掛(3)	貝掛	30	150	38	0	
274	貝掛(4)	貝掛	36	200	42	0	
275	貝掛(5)	貝掛	30	170	52	0	
276	桃の木台(1)	桃の木台	36	250	94	0	

277	桃の木台(2)	桃の木台	54	110	44	0	
278	箱作(4)	箱作	34	300	74	0	
279	箱作(5)	箱作	30	140	40	0	
280	箱作(6)	箱作	39	150	64	0	

2 地すべり危険箇所

平成17年4月1日現在、本市域には地すべり危険箇所はない。

3 土石流危険渓流、及び土石流危険渓流に準ずる渓流

平成17年4月1日現在、本市域の土石流危険渓流は7渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流は3渓流である。

表 土石流危険渓流 一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
-29-1	男里川	山中川	山中川第一支川	山中溪
-29-2	男里川	山中川	山中川第一支溪	山中溪
-29-3	男里川	山中川	山中川第二支溪	山中溪
-29-4	男里川	山中川	山中川第六支溪	山中溪
-29-5	男里川	山中川	山中川第三支溪	山中溪
-29-6	男里川	井関川	井関川第四支溪	桑畑
-29-7	佐智川	佐智川	佐智川支川	鳥取

表 土石流危険渓流 一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
-29-1	男里川	山中川	山中川第四支溪	山中溪
-29-2	男里川	山中川	山中川左第二支溪	山中溪
-29-3	男里川	山中川	山中川左第一支溪	山中溪
-29-4	男里川	菟砥川	小川第二支溪	自然田
-29-5	男里川	井関川	井関川第一支溪	石田
-29-6	花折川	花折川	花折川支川	貝掛
-29-7	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川第一支溪	貝掛
-29-8	田山川	田山川	田山川左第一支溪	南山中
-29-9	男里川	井関川	井関川第三支溪	石田
-29-10	男里川	菟砥川	菟砥川支溪	自然田

表 土石流危険渓流に準ずる渓流一覧表

渓流番号	水系名	河川名	渓流名	所在地
準-29-1	男里川	金熊寺川	山中川第五支溪	-
準-29-2	男里川	菟砥川	菟砥川支溪	下出飛地
準-29-3	茶屋川	飯ノ峯川	飯ノ峯川支溪	箱作

4 崩壊土砂流出危険地区

平成17年4月1日現在、本市域の崩壊土砂流出危険地区は39地区である。

表 崩壊土砂流出危険地区一覧表

危険地区 番 号	所 在 地	危険地区 番 号	所 在 地
	大 字 等		大 字 等
K27-1	箱作(1)	K27-22	桑畑(15)
K27-2	箱作(2)	K27-23	桑畑(16)
K27-3	箱作(3)	K27-24	山中溪(1)
K27-4	箱作(4)	K27-25	山中溪(2)
K27-6	桑畑(1)	K27-26	山中溪(3)
K27-7	桑畑(2)	K27-27	山中溪(4)
K27-8	桑畑(3)	K27-29	箱作(5)
K27-9	桑畑(4)	K27-30	箱作(6)
K27-10	桑畑(5)	K27-31	箱作(7)
K27-11	桑畑(6)	K27-32	箱作(8)
K27-12	桑畑(7)	K27-33	箱作(9)
K27-13	桑畑(8)	K27-34	箱作(10)
K27-14	桑畑(9)	K27-35	箱作(11)
K27-15	桑畑(10)	K27-36	桑畑(17)
K27-16	桑畑(11)	K27-37	桑畑(18)
K27-17	自然田(1)	K27-38	桑畑(19)
K27-18	桑畑(12)	K27-39	桑畑(20)
K27-19	桑畑(13)	K 阪南 1	桑畑(国有林)
K27-20	自然田(2)	K 阪南 2	東鳥取(国有林)
K27-21	桑畑(14)		

5 山腹崩壊危険地区

平成17年4月1日現在、本市域の山腹崩壊危険地区は8地区である。

表 山腹崩壊危険地区一覧表

危険地区 番 号	所 在 地	危険地区 番 号	所 在 地
	大 字 等		大 字 等
Y27-1	石田	Y27-5	山中溪(2)
Y27-2	桑畑(1)	Y27-6	山中溪(3)
Y27-3	桑畑(2)	Y27-7	箱作
Y27-4	山中溪(1)	Y27-8	自然田

6 地すべり危険地区

平成17年4月1日現在、本市域には地すべり危険地区はない。

第2節 水害予防対策の推進

市及び関係機関は、洪水、高潮及び内水氾濫による災害を未然に防止し、又は被害の拡大を防止するため、河川、海岸等に関する水害予防対策の推進を図る。

第1 河川の改修

【方針】

豪雨時の破堤や溢水等による氾濫から、市民の人命と財産を守るため、河川の改修整備を行う。ただし、治水事業は長期にわたる努力と巨額の経費を必要とするため、市は、市の管理する河川の実態調査を行い、緊急度の高いものから年次計画をもって逐次改修整備を図る。

【現況】

1 府管理の河川

本市域にある府管理の二級河川は、5河川である。

2 市管理の河川

市管理の準用河川及び普通河川は、それぞれ3河川、12河川である。

表 府管理河川の水防区域（水防区域：平成17年度大阪府水防計画(資料編)より）

河川	岸	担当水防 管理団体	C 要水防区域		B 重要水防区域		A 特に重要な水防区域		水防区域 延長合計	摘要
			区域	延長	区域	延長	区域	延長		
男里川	左岸	阪南市	自 海 至 菟砥川	2,470m					2,470m	
	右岸	泉南市 阪南市	山中川 合流点	2,440m					2,440m	
金熊寺川	左岸	泉南市 阪南市	自 滑瀬橋 至 国境橋	6,690m	自 金熊寺橋 至 新西出橋	950m	自 男里川合流点 至 金熊寺橋 自 新西出橋 至 滑瀬橋	2,850m	10,490m	
山中川	左岸	阪南市	自 男里川 合流点 至 滑下橋	2,480m					2,480m	
	右岸	〃	〃	2,560m					2,560m	
菟砥川	左岸	〃	自 山中川 合流点 至 下亀川橋	1,540m					1,540m	
	右岸	〃	〃	1,550m					1,550m	
茶屋川	左岸	〃	自 南海本線 至 二級河 川区域	1,290m			自 海 至 南海 本線	500m	1,790m	
	右岸	〃	〃	1,290m			〃	500m	1,790m	

【計 画】

1 河川改良・改修事業の推進

(1) 府管理の河川

府の管理する河川は、府が整備計画に基づき改修を進める。市は、堤防の決壊により人家等に被害等をおよぼすおそれがある箇所については、管理者とともに流域、河川の状況等を的確に把握し、必要な方策を講じる。

(2) 市管理の河川

市の管理する準用河川・普通河川の改修については、その必要箇所の調査を行い、およそ10年に一度の降雨（1時間雨量50mm程度）に対応できるよう、防災緊急

性の高いものから整備を進める。なお、河川改修計画は、山地の開発、農地の宅地化等による出水状況の変化に即応できるように検討を重ねる。

(3) 浸水の要因のひとつである河川・水路へのゴミ等の投棄を防止するため、市民への啓発を強力に行う。

2 防災施設の点検・整備

河川、排水路及び下水路では、本川や海の水位が高く自然排水が不可能な場合に備えて、排水施設及び遊水池の整備を推進する。

また、既設の防災施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設を点検・整備する。

さらに、平常時から主要堤防の法面等の実態調査を行い、予防対策を検討しておく。

橋りょう等の河川占用工作物のうち、古い施設などで耐震性が不十分な施設については、その向上を図る。

3 流出抑制対策

大規模開発にかかる未改修河川においては、調整池による流出抑制を図るよう指導を進め、国及び大阪府と連携を密にし、整合された河川の管理改修を進める。

第2 水害防止対策の推進

洪水に対する事前の備えと洪水時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、特別警戒水位の設定及び到達情報の発表、水防警報の発表、水位情報の公表、浸水想定区域の指定・公表、避難体制の整備を行う。

1．特別警戒水位への到達情報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水位情報周知河川に指定した男里川において、特別警戒水位 2.80 への到達情報の発表を行う。

2．水防警報の発表

府は、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるとして水防警報河川に指定した男里川において、洪水のおそれがあると認めるときは、水防警報の発表を行う。

3．水位情報の公表

府は、水位観測所を設置した男里川において、その水位の公表を行う。

4．浸水想定区域の指定・公表

府は、水位情報周知河川である男里川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

5．浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

市は、浸水想定区域の指定があった場合は、阪南市地域防災計画において、当該浸水区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 特別警戒水位への到達情報の伝達方法
- 二 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- 三 浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設をいう。）又は主として高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要するものが利用する施設で当該施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものが有る場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

市は、前項第三号に規定する施設については、その利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう特別警戒水位への到達情報の伝達方法を定めるものとする。

の規定により阪南市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、当該地下街等の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表しなければならない。

浸水想定区域をその区域に含む市長は、の各号に掲げる事項を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。

第3 高潮対策

【方針】

市は府の高潮対策事業の進捗、事業遂行に協力する。

【計画】

1 海岸保全事業の推進

市は人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、災害防止工事の促進を図る。

2 水門・樋門等の点検

市は、府の海岸防災施設・設備の充実と維持管理に協力する。

表 樋門・門扉一覧表

No.	施設名	設置場所	形式	No.	施設名	設置場所	形式
1	樋門	車屋川尻	ALスルーゲート3連	19-1	門扉	波有手 西鳥取漁港	AL手動式引戸
2	門扉	尾崎港(漁港)	AL手動式引戸	21	樋門	佐智川	SUS手動式ローラー ゲート
2-2	"	"	"	22	門扉	出島	AL手動式引戸
3	"	"	"	24	"	"	"
4	樋門	西清水川	ALスルーゲート	29	"	箱作海岸	"
5-2	門扉	尾崎港(漁港)	AL手動式引戸	30	"	"	"
5-3	"	"	"	35	"	下荘海岸	"
6	"	尾崎新港	"	36	"	"	"
8	樋門	尾崎海岸	ALスルーゲート	36-1	"	"	"
8-2	門扉	"	AL片開式	36-2	"	"	"
9	"	海老野	"	37	"	下荘漁港	"
11	樋門	海老野川尻	ALスルーゲート	38	"	"	"
12	門扉	尾崎海岸	AL手動式引戸	39	"	"	"
12-2	"	"	"	40	"	"	AL片開式
14	樋門	トクサ川	ALスルーゲート	41	"	"	AL手動式引戸
14-2	門扉	新町	AL手動式引戸	42	"	"	"
15	"	"	"	44	"	"	"
16	樋門	新川	ALスルーゲート				
18	門扉	波有手 西鳥取漁港	AL手動式引戸				

第4 ため池対策

【方針】

ため池の決壊等による災害を防止するため、保守・点検調査を積極的かつ継続的に
行い、必要に応じて施設の改良・補強を行うとともに、水防監視体制の強化に努める。

【現況】

本市域のため池のうち、重要な水防ため池が11箇所、要水防ため池が19箇所として
位置づけられている。市域のため池の中には築造時期が古いものもあり、堤体は漏
水等による老朽・弱体化の傾向にある。

市は、主なため池について施設の構造や周囲の状況等を調査し、その維持管理に努
めているが、改修の必要性があるため池が少なくない。

表 重要な水防ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	要水防 堤長(m)	堤高 (m)	満水面積 (ha)	貯水量 (千m ³)	水防値
1	鳥取池	桑畑	88	29.5	4.3	323	B
2	裏芝池	鳥取中	97	25.8	4.5	200	〃
3	新池	自然田	60	15.0	2.2	132	〃
4	大谷池	〃	125	18.7	2.8	115	〃
5	蓮池	石田	661	9.7	5.6	330	〃
6	師匠谷池	〃	73	10.0	1.1	52	〃
7	東新池	箱作	75	14.5	3.0	174	〃
8	狭間池	鳥取	161	8.5	2.0	83	〃
9	音羽池	自然田	60	10.0	1.6	63	〃
10	池谷下池	貝掛	60	12.0	2.0	96	〃
11	車谷池	〃	55	13.0	1.3	68	〃

(平成17年3月31日現在)

表 要水防ため池一覧表

番号	ため池名	所在地	水防値	番号	ため池名	所在地	水防値
1	鴻谷池	箱作	C	11	平池	自然田	C
2	阪南今池	〃	〃	12	池谷上池	貝掛	〃
3	表谷池	〃	〃	13	ひょうたん池	〃	〃
4	大河内池	〃	〃	14	池谷池	箱作	〃
5	下出宮池	下出	〃	15	芋ヶ阪池	石田	〃
6	後の谷池	石田	〃	16	貝掛新池	貝掛	〃
7	堀越池	〃	〃	17	濁池	和泉鳥取	〃
8	井関池	〃	〃	18	梅ノ木谷池	石田	〃
9	高田池	自然田	〃	19	山中新池	山中溪	〃
10	花名池	〃	〃				

(平成17年3月31日現在)

表 大阪府ため池防災テレメータ観測所（水位・雨量）一覧表

(大阪府所管)

観測所名	施設	通報水位	警戒水位	余水吐底より 堤防天端まで	所在地	観測局管理者
蓮池	テレメータ	余水吐敷高	0.82	2.4	石田	大阪府泉州農と 緑の総合事務所
音羽池	〃	〃	0.72	1.5	自然田 318	〃
自然田新池	〃	〃	0.87	3.0	自然田 1134-1	〃
狭間池	〃	〃	0.61	2.0	鳥取 592	〃
東新池	〃	〃	0.90	1.4	箱作 890-1	〃
鳥取池	〃	〃	1.94	3.1	桑畑 547-15	〃

【計 画】

1 ため池補強事業の推進

主要なため池について詳細に調査の上、老朽化の著しいため池について、各ため池管理者に対し、その対策について啓発指導に当たるとともに、危険なため池について、国・府の補助等による補強事業の推進を図る。

2 水防監視体制の強化

- (1) ため池管理者は、随時ため池を巡視して危険箇所の把握に努め、立札等により市民の注意を促すとともに、毎年出水期に先立ち、門扉等の操作に支障がないよう整備点検及び監視体制を強化する。
- (2) 気象状況及びため池管理者の報告等により災害発生のおそれがある場合には、土地改良区、水利組合、消防機関、地域住民の協力を得て巡視など監視体制の強化を図る。

3 ため池防災テレメータの利活用

本市管内において、水防上重要なため池 6 ヶ所について「大阪府ため池防災テレメータ観測所」を設置し、ため池水位、雨量の自動観測及びデータ収集を行う。同テレメータシステムの積極的な利活用により、正確かつ迅速な防災活動の実施を図る。

第5 浸水対策

【方針】

浸水対策として、河川改修や水路改修に加えて、雨水の流出抑制や浸水危険地域の土地利用規制など、総合的な治水対策を実施する。

【現況】

本市では、山間丘陵部における宅地開発や流域開発による水路等への流入量増大により、浸水危険性が増大しつつある。

こうした状況から、浸水被害の発生を防止する種々の施設整備を推進すると同時に、浸水時にその被害を軽減するための施策を講じる必要がある。

【計画】

1 水路の整備等

水路の改修整備事業の実施を図るとともに、土地改良区、水利組合等の協力を得て、平常から危険箇所の把握に努める。

2 側溝・水溝等の整備等

- (1) 道路の側溝は、年度計画により新設及び改修整備を行う。
- (2) 水路・水溝は、しゅんせつを行う。
- (3) 必要な暗渠は、逐次計画的に改良する。なお出水期に流出又は埋没のおそれのある暗渠・橋りょうは地元住民に警戒を依頼するとともに、布設替えや維持補修に努める。

3 雨水の流出抑制

浸水は、集中豪雨等による雨水が、河川や水路等へ急激に流入するため発生する。これを防止するため、次のような雨水の流出抑制対策を推進する。

- (1) 遊水池の整備
- (2) 防災調整池の整備
- (3) 公共施設や公共空地等における雨水貯留施設の整備
- (4) 透水性舗装や雨水浸透枳の施工・設置の推進

4 道路の冠水対策

交通の確保を図るために、冠水した実績のある、又は冠水するおそれのある道路については、かさ上げ等の対策により順次冠水道路の解消を図る。

第6 農業用河川工作物対策

【方針】

農業用水を取得するため設置された施設で、築造後経年とともに構造が河床変動等により不適当・不十分なものについては、整備補強等の改善措置を講じるとともに、監視体制の強化に努める。

【現況】

農業用河川工作物のうち、緊急に整備を必要とする危険な施設は計画的に改修を図るとともに、異常気象に注意し水位変動を監視し、状況により河川管理者と協議し、必要な措置をとっている。

【計画】

1 施設の点検及び監視体制の強化

出水期に先立ち、水門・樋門等の操作に支障がないよう整備点検を実施する他、出水期には気象状況に注意し、水位変動を監視する。

第3節 土砂災害予防対策の推進

市及び関係機関は、土砂災害を防止するため危険箇所の実態を調査し的確に把握するとともに、地域住民に周知徹底に努める。

また、災害発生時において円滑に避難活動等を実施できるよう、あらかじめその体制を整備する。

第1 土石流対策

【方針】

府は、荒廃した山地及び溪流からの土砂流出や豪雨による土石流の災害から人家及び人命を守るため土石流対策事業を推進し、市は事業の進捗を促進し事業遂行に協力する。

【現況】

1 土石流危険溪流

土石流危険溪流の被害の生じるおそれがある土石流危険溪流()とは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家(5戸未満でも官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等のある場所を含む)に被害を及ぼすものをいう。また、1戸以上5戸未満の人家に被害を及ぼすおそれがあるものを土石流危険溪流()という。

本市には、大阪府調査の「土石流危険溪流及び危険区域調査」により抽出された土石流危険溪流()が7溪流、土石流危険溪流()が10溪流ある。【2-6頁参照】

2 土石流危険溪流に準ずる溪流

土石流危険溪流に準ずる溪流とは、大阪府調査の「土石流危険溪流及び危険区域調査」により抽出された土石流の発生の危険性があり、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれるものを土石流危険溪流() (土石流危険溪流に準ずる溪流)という。

本市には、土石流危険溪流に準ずる溪流が3溪流ある。【2-6頁参照】

3 砂防指定地

砂防指定地とは、荒廃した山地や土砂流出のおそれのある溪流の中で、砂防法に基づき指定を受けた溪流や地区で、砂防工事の施工や災害防除の為の行為制限等が行われる。

【計画】

1 砂防事業の推進

市は府に対し、土石流危険溪流など土砂流出のおそれのある溪流や地区について、逐次砂防指定地として指定を行い、砂防事業を推進するよう要請するとともに、事業

遂行に協力する。

また、当面对策工の整備が進まない土石流危険渓流については、府と協力して、後述する警戒体制の整備を図る。

2 危険渓流の周知等

市は、主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により土石流が発生するおそれのある土石流危険渓流についての看板設置や地域住民に対して資料配布等による危険渓流の周知や防災知識の普及に努める。

第2 急傾斜地崩壊対策

【方針】

急傾斜地の崩壊による災害から市民の生命を保護するため、対策工等の整備により急傾斜地の崩壊を防止するとともに、崩壊に対する警戒避難体制を整備する。

【現況】

府は、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（以下「急傾斜地法」という）第3条に基づき、急傾斜地崩壊危険区域を指定する。

本市の急傾斜地崩壊危険区域は1箇所である。

また、法指定されていないが、大阪府調査の「急傾斜地崩壊危険箇所調査」により抽出された急傾斜地崩壊危険箇所は22箇所（危険区域1箇所を含む）、急傾斜地崩壊危険箇所は11箇所、急傾斜地崩壊危険箇所は16箇所である。

また、災害危険区域は2箇所指定されている。【2-2頁、2-3～5頁参照】

*資料 急傾斜地崩壊危険箇所の定義【2-20頁参照】

1 急傾斜地崩壊危険箇所

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊による災害発生のおそれがある急傾斜地で、法指定は受けないが、国土交通省の調査要領に基づき府で調査されたものである。

急傾斜地崩壊危険箇所()とは、崩壊するおそれのある急傾斜地(人工斜面を含むすべての急傾斜地)で、高さ5m以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等のほか社会福祉施設等の災害時用援護者関連施設に危険が生じるおそれのある土地の区域をいう。また、前述の地形を有し対象人家が1戸以上5戸未満の土地の区域を急傾斜地崩壊危険箇所()、人家はないが、今後新規の住宅立地等が見込まれる区域を急傾斜地崩壊危険箇所()（急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面）という。

2 災害危険区域

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づき、大阪府建築基準法施行条例第3条により、急傾斜地崩壊危険区域及び急傾斜地崩壊危険区域以外の箇所についても、急傾斜地の崩壊による危険が著しい箇所については、災害危険区域として知事が指定する。

(2) 行為の制限

急傾斜地崩壊危険区域（災害危険区域）においては、崩壊を助長又は誘発するおそれのある行為は急傾斜地法に基づき規制し、保全を図るとともに居住建物については、建築基準法に基づき建築制限を行う。

【計 画】

1 急傾斜地崩壊防止事業の推進

(1) 府は、急傾斜地崩壊危険区域での崩壊対策工事の進捗を図るとともに、危険箇所においても危険度が高く、急傾斜地崩壊危険区域指定の可能な箇所から対策工事を順次実施していく。

また、急傾斜地崩壊危険箇所など、崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、急傾斜地崩壊危険区域として指定を行い、補助急傾斜地崩壊対策事業を推進する。

(2) 市は、急傾斜地の崩壊のおそれが著しいと認められる場合は、積極的に府に対して急傾斜地崩壊対策事業を推進するよう要請するとともに、事業遂行に協力する。

2 土地の保全計画

急傾斜地の崩壊により被害を受けるおそれがある者は、被害の防止・軽減のために必要な措置を講じる。

3 危険箇所の周知等

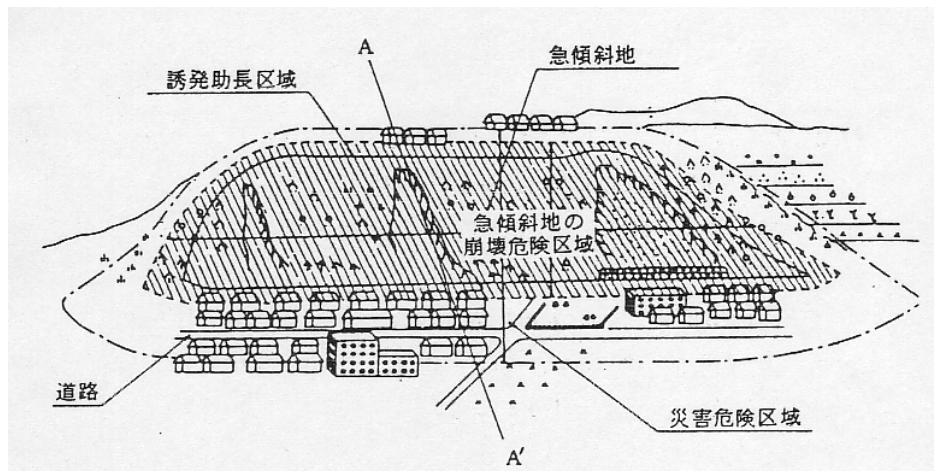
平素より崩壊による被害のおそれがある地域住民に対して、資料提供による危険箇所の周知や防災知識の普及を行う。

資料 急傾斜地崩壊危険箇所の定義

(急傾斜地崩壊危険箇所)

急傾斜地崩壊危険箇所とは、崩壊するおそれのある急傾斜地で、高さが5メートル以上、傾斜度が30度以上で、崩壊により危害の生じるおそれのある人家が5戸以上あるもの又は5戸未満であっても官公署、学校、病院、旅館等に危険が生じるおそれのある土地の区域をいい、そのうち知事の指定した区域を急傾斜地崩壊危険区域という。

急斜面地模式図



(注1) 急傾斜地崩壊危険区域

崩壊するおそれのある急傾斜地(傾斜度が30度以上である土地(法第2条第1項))で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、有害行為を規制する必要がある土地の区域をいう。

(注2) 災害危険区域

建築基準法で定められている急傾斜地崩壊で危険の及ぶ区域。

(急傾斜地崩壊危険区域指定の効果)

法第3条に基づき知事が急傾斜地崩壊危険区域を指定した場合の法的効果は次のとおりである。

1 特定行為の制限(法第7条関係)

当該危険区域内において、水を放流し、停滞させる行為、工作物の設置又は改造、のり切、切土、盛土、掘削、立木竹の伐採、木竹の滑下、地引、土石の採取等(以下「制限行為」という。)を行う行為は、知事の許可を必要とする。

2 防災措置の勧告(法第9条第3項第24条関係)

危険区域内の土地の所有者、崩壊により被害を受けるおそれのある者、占有者及び制限行為を行った者等に対し、知事は急傾斜地崩壊防止工事の施行、被害を受けるおそれのある家屋の移転、その他必要な措置をとることを勧告する。この場合、勧告にしたがってなされる防止工事や家屋の移転等については、住宅金融公庫から融資を受けることができる。

3 改善措置の命令(法第10条関係)

知事は、防止工事がなされていないとき又はきわめて不完全なときは、制限行為の行われた土地の所有者及び制限行為を行った者に対して急傾斜地崩壊防止工事の施行を命じる。この場合も公庫融資を受けることができる。

4 急傾斜地崩壊危険防止工事の施行(法第12条関係)

府は、危険区域内の自然がけに対し、土地の所有者等が防止工事を行うことが困難又は不適當な場合には、急傾斜地崩壊防止工事(府営工事)を施行する。

5 警戒避難体制の整備

市は、市地域防災計画において危険区域ごとに、災害を防止するために、次の事項を定め警戒避難体制を整備する。

- (1) 情報の収集及び伝達
- (2) 災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- (3) 避難救助等の警戒避難体制

第3 地すべり対策

【方針】

現在市域には地すべりによる被害のおそれがある地すべり防止区域及び危険箇所はないが、開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

【現況】

地すべりによる災害危険箇所には、次のようなものがある。

1 地すべり防止区域

「地すべり等防止法」に基づき、法指定された場所である。

2 地すべり危険箇所

国土交通省の調査要領に基づき、府で調査された地すべり災害のおそれがある場所である。

【計画】

1 地すべり災害の予防

開発行為等による地すべり災害が生じないよう指導・監視に努める。

第4 土砂災害警戒区域等における防災対策

【方針】

大阪府が土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行った場合、警戒区域ごとに土砂災害に関する情報の収集・伝達、避難及び救助等、警戒避難体制に関する事項について地域防災計画に定めるとともに、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項を市民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じるものとする。

また、警戒区域内に主として高齢者、障害者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要するものが利用する施設がある場合には、円滑な警戒避難が行なわれるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

第5 治山対策

【方針】

山地の土砂流出を防ぎ山林の保全を図るとともに、下流域を水害から防止するために山の持つ保水機能の維持・向上を図るための各種の施策を行う。また、林道は、山間住民の日常生活道路又は災害時の避難及び資機材運搬道路として重要であり、法面・路肩の崩壊などの防止及び早期災害復旧のための体制強化に努める。

【現況】

山地災害危険地区とは、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出等により現に災害が発生し、又は発生するおそれのある森林で、その危害が人家又は公共施設に直接被害を与えるおそれのある地区であり、林野庁長官通達「山地災害危険地区調査要領」に基づくものである。

平成17年4月1日現在、本市域の崩壊土砂流出危険地区は39地区、山腹崩壊危険地区は8地区である。【2-7頁参照】

【計画】

- 1 森林法により森林の維持造成を通じ、山地災害の未然防止に努める。
- 2 複層林・育成天然林の整備を図り、民有林を中心とした造林活動を促進し、保育間伐事業や枝打ち事業の助成制度の拡充に努める。
- 3 復旧治山、予防治山等の治山事業を促進するとともに、開発行為に際しては治山面に十分注意した指導・監督を行う。

第6 宅地防災対策

【方針】

丘陵地や山麓部に近接した宅地開発が増加し、高い擁壁や人工斜面に近接して居住地が形成されている。さらに近年の宅地開発による農地等の減少により、雨水が一気に水路に流れ込み浸水・浸食の原因となっている。このため、都市計画法に基づく開発許可制度による指導・規制を行い、宅地災害の防除を図る。

【現況】

1 宅地造成工事規制区域

宅地造成工事規制区域とは、宅地造成に伴うがけ崩れ、又は土砂の流出による災害を防ぐために、宅地造成等規制法に基づいて指定された区域であり、指定基準は、「都市計画区域であって現に宅地造成が行われているか、又は今後宅地造成が行われると予想される地域であって、勾配が15度をこえる傾斜地が過半を占める区域。火山灰台地、風化の進行が著しい台地又は地盤の軟弱な台地が過半を占める区域。のいずれかに該当する区域」となっている。

平成17年4月1日現在、市域では、2,472ha（平成10年5月1日）が宅地造成工事規制区域として指定されている。

2 宅地造成工事規制区域内での規制内容

宅地造成工事規制区域内で行う宅地造成工事に関する工事について、造成主は工事着手前に知事の許可を受けなければならない。府では工事の許可申請のあった場合は、法律で定める技術基準に適合しているかを審査し、適合している場合は許可される。また、工事完了後の検査も実施される。

宅地造成等規制法でいう宅地造成とは、宅地以外の土地を宅地にするため、又は宅地において行う土地の形質の変更をいい、以下に該当するものをさす。

なお、「がけ」とは地表面が水平面に対して30度をこえる角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く。）以外のものをいう。

- (1) 切土で、2mをこえるがけが生じるもの
- (2) 盛土で、1mをこえるがけが生じるもの
- (3) 切土と盛土の合計が2mのがけが生じるもの
- (4) 切土又は盛土をする土地の面積が500m²をこえるもの

【計画】

1 開発指導等

都市計画法その他関係法令に基づき、府と連携の上、各種の規制・指導を行い、良好な宅地の創出・改善を図る。

2 広報活動等

「宅地防災月間」を通じて、ポスターの掲示及びパンフレット作成・配布等を実施し、市民及び事業者に対する広報活動・指導を推進する。

3 「がけ地近接等危険住宅移転事業」の推進

災害危険性の高い住宅について、抜本的な解決策として対象市民の理解を前提に、国及び府が事業主体となる「防災対策事業」や「がけ地近接等危険住宅移転事業」による移転事業の推進を検討する。

第4節 東南海・南海地震による津波被害防止対策の推進

【方針】

地震等により引き起こされる津波から市民の生命・財産を保護するため、対策工等の整備により津波災害を防止するとともに、津波に対する警戒避難体制を整備する。

特に東南海・南海地震が発生した場合、約70分で本市に津波が来襲することが想定されるため、市及び関係機関は、府と協力して、水門等津波防ぎょ施設の操作体制や点検計画について予め定めるものとする。

【現況】

大地震が海底下の比較的浅いところで発生すると、津波が起きることがある。

過去に大阪湾岸に襲来した津波の高さについては、1854年安政南海地震では堺で2.5m、1946年昭和南海地震では淡輪（本市）で0.3m、岸和田港内で1.0mなどの記録が残っている。

現在、津波及び高潮対策として、海岸部には十分な計画天端高をもつ護岸等が整備されており、また、津波が予想されるときには水門・樋門等は閉鎖される体制をとっている。

【計画】

第1 海岸保全事業の推進

市は、人家等に被害等を及ぼすおそれがある箇所については、府が実施する海岸地域を高潮及び津波から防護する為の整備事業に協力し、災害防止工事の促進を図る。

第2 東南海・南海地震による津波からの防護のための施設の整備等

- 1 市及び河川、海岸、港湾等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門及び閘門の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずるものとする。
また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。
- 2 市及び河川、海岸、港湾等の管理者は、次の事項について府が作成した津波対策マニュアルを参考にしながら、別に定めるものとする。
 - (1) 防潮堤、堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - (2) 水門や陸閘等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法
 - (3) 同報無線の整備等の方針及び計画

第3 水門・樋門等の点検

津波到達時に水門・樋門が十分な機能を果たすように、水門・樋門等の点検を定期的に実施するとともに、水防訓練等により水門・樋門操作の万全を期すよう努める。

第4 警戒避難体制の確立

- (1) 大地震時には、津波が発生するおそれがあるので、地域住民が海岸に避難することがないように指導する。
- (2) 関係機関と協力の上、津波発生(水位の上昇)の有無を確認する体制を整備する。
- (3) 津波危険の広報等により、津波に関する知識の普及に努める。
- (4) 海岸利用者等が速やかに津波から避難できるよう、防波堤に避難口、避難階段等の施設及び誘導のための案内板等の整備に努める。

第5節 液状化予防対策

【方針】

液状化危険性の高い地域では可能な限り重要構造物の建設を避け、また地盤改良や建築物基礎の強化を図る。

【現況】

液状化現象は、緩く堆積した砂地盤で地下水位が高い（浅い）地域に起きやすい。

【計画】

1 液状化発生の防止

敷地利用者等は、以下のような方法により液状化発生の防止に努める。

- (1) 敷地に排水処理を十分行い、特別な水抜設備を設けるなど、地下水位が高くならないように配慮する。
- (2) 敷地が緩い砂地盤の場合は、地盤を締め固めたり、液状化しにくい土(粘土・礫)を混ぜ合わせるなど、地盤改良を行う。
- (3) 敷地に盛土をする場合には、盛土材に水分の多い粘性土、腐食物の入った土、粒径の揃った砂を避け、十分な締め固めを行う。

2 構造物被害の防止

- (1) 構造物基礎を杭基礎又は鉄筋コンクリート造のベタ基礎・布基礎などにする。
- (2) 建築物は平面の細長い形や複雑な形を避ける。

3 地下埋設物被害の防止

地下埋設物は液状化の影響を最も受けやすいので、地下埋設事業者は、設計及び施工時に液状化対策を十分に考慮する。

また、既設のものについては、強度の低いものから順次、補修、取替えを実施するとともに、地下埋設物が被災した時の供給方法について事前に検討しておく。

第6節 二次災害予防対策

【方針】

地震発生時には、震動による建築物の破損や倒壊などの直接的な被害とともに、次のような二次的な災害が発生することも考えられる。

- 1 堤防や堰堤の破堤による水害
- 2 斜面崩壊などによる土砂災害
- 3 地震に伴う火災
- 4 危険物などによる災害
- 5 人心動乱によるパニック現象

こうした二次災害の防止のため、様々な災害予防対策を実施するなかで、地震災害の予防に努める。

【現況】

地震時の二次災害で最も危険性が高いのは市街地の延焼火災であるが、市において既往地震による火災の記録は、特でない。

しかし、南海尾崎駅周辺の市街地などでは木造家屋の密集地区が比較的連続し、延焼火災の危険性は低いとはいえない状況にある。

【計画】

延焼火災に対する震災予防計画については、以下のとおりである。

1 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に市街地における火災の同時多発が予測され、状況によっては、大火災に進展する可能性があるため、日頃から火気その他の出火危険のある物の取扱いについて、管理状況などを整備し、火災予防の徹底を図る。

消防機関は、出火防止・初期消火体制を指導することにより、地震時に予測される火災の発生を未然に防止する。

- (1) 一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法などについて指導する。
- (2) 学校、病院などの防火管理者に対し、震災時等における消防計画の作成及び消防訓練の実施などについて指導する。
- (3) 消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火危険要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。
- (4) 危険物施設などの設置又は変更許可に当たっては、危険物の転倒・落下・流出などによる火災、爆発などの危険を防ぐため、地震動による慣性力などによって生ずる影響を十分考慮するとともに、立入検査などを通じて行政指導を行う。
- (5) 震災時において、消防水利や飲料水用に有効な耐震性貯水槽を計画的に設置する。

- (6) 事業所などの自衛消防組織の有効活用による火災発生の未然防止と既発火災の早期鎮火の対策として、地震時における自衛消防組織の育成強化と教育訓練を推進する。

第7節 警戒体制の確立

第1 水害警戒体制

【方針】

水害予防と人命の安全を目的とした緊急時の水防活動（災害応急対策）が円滑かつ効果的に実施されるため、水害に対する警戒体制の確立を図る。

【現況】

本市では、原則として市職員、消防職員、消防団員が水防担当として、気象情報、雨量計、量水標等の情報を参考に、水防区域を重点的に警戒している。

表 大阪府ため池防災テレメータ観測所（水位・雨量）一覧表

(大阪府所管)

観測所名	施設	通報水位	警戒水位	余水吐底より 堤防天端まで	所在地	観測局管理者
蓮池	テレメータ	余水吐敷高	0.82	2.4	石田	大阪府泉州農と 緑の総合事務所
音羽池	〃	〃	0.72	1.5	自然田 318	〃
自然田新池	〃	〃	0.87	3.0	自然田 1134-1	〃
狭間池	〃	〃	0.61	2.0	鳥取 592	〃
東新池	〃	〃	0.90	1.4	箱作 890-1	〃
鳥取池	〃	〃	1.94	3.1	桑畑 547-15	〃

表 大阪府水防災情報システム雨量観測所一覧表

(大阪府所管)

観測所名	流域河川名	施設	所在地	管理者
尾崎	男里川	テレメータ	黒田尾崎出張所内	大阪府岸和田土木事務所

表 大阪府水防災情報システム量水標一覧表

(大阪府所管)

観測所名	流域河川名	通報水位	警戒水位	所在地	管理者
男里川橋	男里川	1.75	2.75	泉南市男里	大阪府岸和田土木事務所
茶屋川	茶屋川	0.70	1.70	阪南市箱作	大阪府岸和田土木事務所

表 水防倉庫等一覧表

倉庫名	所在地	管理者	面積(m ²)	備考
市備蓄倉庫	尾崎町 35 の 1 (市役所内)	市	15.12	
市備蓄倉庫	新町 27 の 11	"	32.8	
市備蓄倉庫	三井鳥取 538 の 171	"	17.5	
市備蓄倉庫	自然田	"	23	

【計 画】

1 水防区域の見直しと市民への周知

河川改修等の整備や災害状況に応じて、逐次水防区域を見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 雨量計及び量水標の整備・点検

観測に障害が発生しないように定期的に機器を点検・整備するとともに、必要に応じて観測機器を増設する。

3 水防倉庫及び水防用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 地域住民による水防活動の強化と自衛意識の醸成

元来、治水事業と水防活動は、双方はうまく機能することにより水害を防ぐ重要な役割を果たしてきた。

地域住民による水防活動の強化を推進し、「水害から自分たちの生命と財産は自分たちで守る」という自衛意識を醸成するよう努める。

5 水害危険箇所・地域ごとの警戒方法の検討

水害危険箇所・地域ごとに、次のような事項からなる警戒方法を定める。

- (1) 情報連絡体制
- (2) 避難場所
- (3) 避難経路

第2 土砂災害警戒体制

【方針】

近年、土砂災害に対しても、水害同様に警戒体制の整備が急がれている。土砂災害予防と人命の安全を目的とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、事前にこれらに関する施策を実施し、警戒体制の確立を図る。

【現況】

本市においては、土砂災害の危険性のある地域は山地、丘陵地及び段丘崖付近に集中している。豪雨時には、山間部に位置する各集落では、道路の冠水や土砂災害のため孤立しやすい状況にある。

また、阪南市ホームページからの「阪南市土砂災害情報相互通報システム」により、現状の雨量状況や気象情報等を提供するとともに、土砂災害の前兆現象や土砂災害を発見した場合には、市民から市役所へ通報できるシステムを整備している。

表 土石流テレメータ設置箇所一覧表

観測局名	所在地
山中溪局	阪南市山中溪 245 山中溪住民センター
箱ノ浦局	阪南市箱ノ浦 1-76 箱ノ浦住民センター
桑畑局	阪南市桑畑 352-13 桑畑住民センター

中継監視局名	所在地
尾崎	阪南市黒田 52-3 岸和田土木尾崎出張所内

【計画】

1 防災パトロール及び点検の実施

関係機関と連携して、梅雨期及び台風期の前に定期的に危険区域（箇所）の防災パトロールを実施するとともに、集中豪雨時には随時パトロールを実施し、当該危険区域の状況についての的確に把握する。

2 危険区域（箇所）の市民への周知

法指定区域・土石流危険渓流等の看板設置や防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）及びパンフレット作成・配布などにより、土砂災害危険箇所について地域住民への周知を図る。

3 雨量計等の整備

市及び府は、山間部の局所的な雨量情報の把握のため、雨量計や土石流発生監視装

置（雨量情報を解析し基準雨量に達したかを算定する装置）の整備を図る。

4 情報収集及び伝達体制の整備

土砂災害危険地域への情報伝達体制を強化するため、送受信可能な無線設備の設置を推進する。

孤立のおそれがある山間部集落への送受信可能な無線設備を設置する。

気象予警報等の情報の収集に努めるとともに、収集及び伝達が迅速的確に実施できるよう、防災行政無線等の伝達機器の整備を進めるとともに、地域住民への伝達手段、手順、ルートを定めておく。

なお、危険箇所周辺に乳幼児、高齢者、障害者等の自主避難が困難な者がいる場合における情報伝達にも十分配慮する。

5 土砂災害危険箇所ごとの避難方法の検討

(1) 警戒方法の検討

土砂災害危険箇所ごとに、次のような事項からなる警戒方法を定める。

ア 情報連絡体制

イ 避難場所

ウ 避難経路

(2) 避難体制の整備

関係市民が安全な避難が行えるよう避難体制の整備を図る。

ア 危険区域（箇所）の周知

土砂災害に係る危険箇所について、図面表示等を含む形での地区別の防災に関する総合的な資料の活用を図るとともに、危険区域及び危険箇所における看板等の設置の推進、広報紙、防災マップ（土砂災害ハザードマップ等）及びパンフレットの配布、説明会の開催等により地域住民に周知する。

イ 自主防災組織の育成

災害情報の収集伝達、避難、救助活動が迅速かつ円滑に実施できるよう関係市民の協力を得て自主防災組織の育成に努める。

ウ 警報装置等の整備

雨量観測に必要な雨量計（簡易雨量計）を設置するとともに、区域内の住民の避難が円滑に行われるよう警報装置、防災行政用無線固定系の整備強化を行う。

エ 予警報及び避難命令の伝達体制の確立

警戒避難基準雨量に基づいて予警報及び避難命令を迅速かつ正確に地元住民に伝達できるよう、体制を確立する。

(3) 避難路等の整備

ア 危険区域（箇所）ごとの範囲、人口、世帯数、災害時要援護者の人数等についてあらかじめ実態を把握し、関係市民が安全に避難できるよう避難路、避難所（地）を選定するとともに、関係市民に周知する。

イ 避難路、避難所の選定にあたっては、次の事項に留意する。

- (ア) がけ崩れ、土石流等の被害を受けるおそれのないこと
- (イ) 洪水氾濫等の水害を受けるおそれのないこと
- (ウ) 危険個所の人家からできるだけ近距離にあること

6 防災知識の普及

市及び関係機関は、関係市民に対し、日頃から防災知識の普及に努めるとともに、特に土砂災害が発生するおそれのある時期（梅雨期、台風期）の前などに、防災行事や防災訓練の実施に努める。

7 斜面判定士の活用

府及び市は、NPO法人大阪府砂防ボランティア協会との連携により、斜面判定士を活用し、土砂災害危険個所の点検巡視を行う。また、災害発生時または、災害発生のおそれのある場合は住民に対し、警戒や避難を促すために、斜面判定士等を活用する。

第3 地震災害警戒体制

【方針】

震災予防と人命の安全を第一とした緊急時の災害応急対策活動が円滑かつ効果的に実施されるため、震災に対する警戒体制の確立を図る。

【計画】

1 震災危険区域の把握と市民への周知

震災対策体制等の整備や地震災害状況に応じて、危険区域を常に把握し見直すとともに、地域住民に周知を行う。

2 地震情報の把握

地震情報及び震災状況を迅速かつ的確に把握して、緊急の応急対策が円滑に行われるよう努める。

3 水防倉庫及び水防用資機材の整備・点検

応急対策活動に支障がないよう、鍵の管理、倉庫内の整理、資機材の調達を行うとともに、必要に応じて倉庫の増設や資機材の見直しをする。

4 地域住民による震災対策活動の強化と自衛意識の醸成

地域住民による震災対策活動の強化を推進し、「震災から自分たちの生命と財産は自分たちで守る。」という自衛意識を醸成するよう努める。

5 震災に対する防災体制の整備

地震による災害は、広域的に激甚な被害をもたらすおそれがある。これに対処するため、防災活動が相互に有機的な関連をもちつつ効率的に機能しうよう、防災体制を多角的に検討し、その組織化を図る。

(1) 公的機関における防災体制

防災活動を密接な連携のもとに行う必要のある防災関係機関相互間においては、震災発生時、直ちに効果的に対処しうよう、相互協力に関する計画をあらかじめ定めておく。

(2) 高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、防災責任者を定めておく。

防災責任者は、関係機関と連携を保ちつつ、自主防災体制の整備を図り、効率的な初期消火、避難、情報伝達等についての計画を策定しておく。

第8節 都市の防災化の推進

市及び関係機関は、建築物の不燃化、都市空間の確保及び整備、市街地再開発事業等により、都市環境の整備、防災対策の改善を図り、都市の防災化を推進する。

都市の防災機能の強化にあたっては、周辺山系山麓部、河川、幹線道路等のオープンスペースを活用しながら、連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」(大阪府建築都市部)を活用するものとする。

また、市は「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、市及び大阪府は「防災都市づくり計画」の策定等により、都市防災構造化対策の推進に努めるものとする。

第1 市街地の整備

【方針】

市域内の既成市街地は、木造・低層建築物が密集しており、地震・火災等の災害が発生すると人命及び財産に大きな損害を与える状況にある。こうした災害の発生を防止するため、建築物、公共施設等の総合的かつ面的な整備を行い、都市機能の向上と安全で災害に強い都市づくりを推進する。

【現況】

準防火地域は、市街地における火災の危険を防除するため定める地域であり、現在本市においては尾崎駅周辺及び阪南丘陵内の近隣商業地域約15haが指定されている。

表 準防火地域の指定状況

区分	面積
防火地域	指定なし
準防火地域	15ha

(平成17年4月1日現在)

【計画】

1 建築物の不燃化の推進

(1) 防火・準防火地域の指定

都市計画法による防火・準防火地域を指定することにより、都市の不燃化を図る。

(2) 建築基準法第22条区域指定

防火・準防火地域以外の地域においても、第22条区域の建築物の屋根の不燃化を図る。

2 木造密集市街地の整備促進

防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強い住まいとまちづくり計画」（「災害に強い住まいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災性向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）を策定するなど、下記の諸施策を重層的に実施し、建築物の不燃化、耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

- (1) 各種規制・誘導
 - ア 防火地域等の指定
 - イ 特定賃貸住宅建設融資等の助成
 - ウ 耐震改修促進計画による耐震診断等の推進
- (2) 各種事業の推進
 - ア 住宅市街地総合整備事業
 - イ 土地区画整理事業
 - ウ 住宅地区改良事業
 - エ 市街地再開発事業
 - オ 街路事業
 - カ 道路事業
 - キ 公園事業

- (3) 重点的に整備する地区等

尾崎駅南側の街区（3.4ha）は、地域緊急交通路や、食料備蓄拠点、災害医療センターに面する街区であり、市街地大火の分断効果があるエリアとしての整備必要性が高い。さらに、尾崎駅前が阪南市の中心市街地活性化上、重点的事業展開が求められているなど、このエリアは防災上と都市整備上の課題を併せ持つことから、重点整備地区と位置付ける。市街地再開発事業の推進と、尾崎黒田南線の連携整備により、防災機能が強く魅力的な駅周辺部の整備を推進する。

3 土木・施設構造物の耐震化

地盤の震動特性を把握した上で、新たに構造物を建設する場合にはこの特性を勘案した耐震性構造物を建設し、既設の構造物については耐震性を診断して、その補強を行う。

防災性の向上にあたっては、個々の施設構造物の耐震性の強化のほか、代替性や多重性を持たせるなど都市防災システム全体系としての機能確保に努める。

また、既存構造物の耐震補強にあたっては、地域防災上重要な施設から耐震対策を実施する。

- (1) 道路施設

道路橋等の耐震対策を実施する。

特に、緊急交通路の管理者は、耐震診断に基づき補強計画を策定し、補強対策を実施する。

(2) 河川施設

河川堤防及び河川構造物については、耐震点検に基づき耐震対策等を実施する。

(3) 土砂災害防止施設

砂防ダム、急傾斜地崩壊防止施設及び地すべり防止施設などの管理者については、必要に応じて耐震対策を実施する。

(4) ため池施設

管理者は、必要に応じて老朽ため池の耐震対策を実施する。

(5) 港湾、漁港施設

管理者は、必要に応じて海上輸送基地の岸壁等の耐震対策を実施する。

(6) 海岸保全施設

管理者は、必要に応じて海岸堤防及び海岸構造物の耐震対策を実施する。

4 倒壊・落下危険物などの防止

(1) ブロック塀

ブロック塀の実態を調査し、生け垣・フェンスなどへの改修・指導を行うとともに、危険回避のための広報に努める。

ア 調査内容

高さ、厚さ、控え壁の有無、基礎・鉄筋の状況、老朽の程度、改修方法

イ 改修の望ましい場所

公園、学校、公共施設、通学路、道路幅員以上の高さを有する塀、歩道幅員以上の高さを有する塀

(2) 転倒・落下物

警察署などの関係機関と連携し、市民や建築物管理者に対して、次の種別の転倒・落下物を防止するための指導・取締り・広報に努める。

ア ビル落下物

窓ガラス、外壁タイル・モルタルなどの外装材、ウィンドクーラー、屋外広告物、高架水槽

イ 道路上の障害物

自動販売機、放置自転車、突出した商品

ウ 屋内落下物

照明器具、家具、棚上の荷物

5 防災施設及び公共施設の点検・整備

公共、公益施設は避難、救護等に使用する重要な施設であり、また、危険物施設等は地震発生に際して災害を拡大するおそれがあるので、防災関係機関及び当該施設管理者は次の施設について常に点検を行い、所要の整備を図るため必要な措置又は指導を行う。

(1) 点検・整備を行うべき公共施設等

ア 公共施設

- (ア) 道路(橋りょう、トンネル、擁壁等)
- (イ) 河川(堤防、水門等)
- (ウ) 下水道
- (エ) 官公庁建築物
- (オ) その他

イ 公益施設

- (ア) 電気
- (イ) ガス
- (ウ) 水道
- (エ) 電話

ウ 特殊な用途・構造の建築物・施設

- (ア) 高層建築物
- (イ) 学校
- (ウ) 病院
- (エ) 社会教育施設、社会福祉施設
- (オ) その他

エ 危険物等施設

- (ア) 危険物
- (イ) 高圧ガス
- (ウ) 火薬類
- (エ) 毒物劇物

オ その他施設

- (ア) 放射性物質
- (イ) 病原菌

(2) 防災施設の整備検討

災害時に災害対策の拠点となる防災施設については、消防庁等による補助・起債事業があり、本市においても今後こうした防災施設の建設、整備等を進める。

(3) 防災中枢機能を果たす施設の整備

災害対策本部を置く市庁舎や消防本部を置く消防庁舎等、防災上中核的役割を担う施設については、耐震点検を行うなどして、災害対応力を調査し、問題のあるものについては、十分な災害対応力を備えるよう、改修工事を行うものとする。

6 市街地再開発事業の促進

人口の集中と不合理な土地利用により、都市機能の低下、都市環境の悪化した地域について、都市再開発法による市街地再開発事業に関する都市計画を定め、地域内における建築物と公共施設を一体的に整備し、都市における災害の防止とともに土地の合理的かつ健全な高度利用を図り、併せて環境の整備改善と都市機能の向上を図る。

7 土地区画整理事業

公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業を推進し、道路、公園等の公共施設を整備し、生活環境の保全及び向上並びに都市災害の防止を図る。

8 市街地の土地利用

都市計画法に基づく用途地域による規制、誘導により、住工混在地域等の純化を進める。

9 開発行為の規制

(1) 災害危険区域

建築基準法第39条に基づく災害危険区域を指定し、規制、指導を強力に推進する。

(2) 宅地規制

宅地造成等規制法に基づき、宅地造成工事の安全性の確保及び既成宅地に起因するがけ崩れや土砂流出を事前に防止するための規制、指導を行い、宅地造成地の安全を図る。

10 衛生施設の整備

被災地におけるゴミの収集及びし尿の汲取処分の処理等清掃業務を適切に実施し、環境衛生の万全を期するため、衛生施設の整備計画を強力に推進する。

第2 防災空間(オープンスペース)の整備

【方針】

市街地における防災空間(オープンスペース)の存在は、避難場所、延焼遮断帯、救護活動・物資集積の拠点として、災害時の被害軽減に重要な役割を果たす。オープンスペースの重要性を認識し、防災上必要な都市空間の確保と防災機能の向上を図るため、都市防災の観点から、地区の防災特性に応じた適切な配置を行う。

【現況】

本市では、農地・空閑地の宅地転用化が進行しており、オープンスペースは減少傾向にある。

公園・緑地は、環境保全及びレクリエーションの機能の他、防災の機能も有するが、都市公園の現況は次表のとおりである。

表 都市公園の整備状況

区 分		個所数	管理供用面積(m ²)
都市公園	街区公園	24	59,490
	近隣公園	2	55,555
	地区公園	1	46,000
合 計		27	161,045

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

【計画】

1 都市公園等の整備

避難地、延焼遮断空間としての機能を有する都市公園等の体系的な整備を推進する。

(1) 広域避難地となる都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積 10ha 以上の都市公園(面積 10ha 未満の都市公園で、避難可能な空地を有する公共施設その他の施設の用に供する土地と一体となつて概ね 10ha 以上となるものを含む。)を整備する。

(2) 一時避難地となる都市公園の整備

近隣の住民が避難する概ね面積 1ha 以上の都市公園を整備する。

(3) その他防災に資する身近な都市公園の整備

緊急避難の場所となる街区公園・広場公園等を整備する。

2 農地の保全

計画的な宅地化を進める一方で、残存する農地に対しては、貴重な緑の都市空間(オープンスペース)として農地の保全を図るよう、市街化区域と市街化調整区域の線引きの見直し等、各種の施策を検討する。

3 市街地緑化の推進

延焼遮断機能を有する緑地や並木等、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

第3 道路・橋りょうの整備

【方針】

道路は、災害時の避難行動、緊急物資の輸送、救援活動等の通行路線としての機能ばかりではなく、火災の延焼防止の機能を持ち合せている。

さらに、単に人や物の輸送を分担する交通機能だけでなく、ライフラインの収容空間、良好な居住環境の形成に加え、延焼遮断帯としての防火性など多くの機能を有する。市は、防災機能の観点から、市管理の道路の役割分担を明確にし、延焼遮断機能や避難路として有効な道路網の整備を図る。

また、国道及び府道に関しては、各管轄機関に対して防災機能に配慮した道路整備の推進を要請する。

【現況】

市域には、広域幹線道路として国道26号が通り、近畿自動車道が山麓部を走っている。地域幹線及び域内交通としては、府道自然田鳥取荘停車場線、府道和歌山貝塚線、府道東鳥取南海線、府道鳥取吉見泉佐野線、府道堺阪南線、貝掛丘陵線、南山中丘陵線があり各地区を結んでいる。

しかし、既成市街地部では旧集落の形態を残し、木造建物が密集し、狭小な道路も多く、市街地の拡大が進む中で整備が望まれる箇所も多い。

市域の道路のうち、幅員4m未満の狭小道路の割合は、延長にして約29%、面積にして約16%を占めている。

表 道路整備状況一覧表

区分	総延長(m)	舗装道(m)	砂利道(m)	舗装率(%)	改良済延長(m)	改良整備率(%)
市道	198,062	193,276	4,786	97.6	142,294	71.8

(平成17年4月1日現在)

表 橋りょう一覧表

区分	総数		永久橋		木橋・石橋	
	個数	橋長(m)	個数	橋長(m)	個数	橋長(m)
市道	77	1,040.6	75	990.3	2	50.3

(平成17年4月1日現在)

【計画】

1 幹線道路の整備

都市計画道路の早期整備を図るとともに、今後開発される主要地区については、区画道路等について防災上十分検討を加えて道路の新設と整備を促進する。

道路及び橋りょうの整備に当たっては、次の点に留意するものとし、近畿地方整備局、大阪府岸和田土木事務所と調整を図る。

- (1) 幹線道路は、本市の道路網の骨格となるため、体系的に秩序ある整備を推進する。
- (2) 車道と歩道を分離した広幅員道路とし、沿道の不燃化や落下・倒壊物対策を十分に進める。
- (3) 避難施設・オープンスペース等とのアクセスの確保を図り、危険区域と避難所を結ぶネットワークをつくる。
- (4) 浸水、土砂災害等に対する対策工の整備を推進する。
- (5) 路上駐車を減らすようにする。

2 生活道路の整備

- (1) 障害者対策、防災対策など安全性に配慮して、幅員、構造上の整備・改良を推進する。
- (2) 行き止まり、三差路、屈曲などを解消し、幹線道路との良好な接続を図る。
- (3) 商店街の道路整備に当たっては、車道と歩道の分離を基本とし、災害時の安全性を配慮する。

3 道路環境の整備

- (1) 災害時に危険物・障害物となる路上駐車車両や放置自転車等を削減するため、市営及び民営の駐車場、駐輪場の確保に努める。
- (2) 道路の緑化を推進し、良好な道路環境を整備する。特に、延焼遮断帯としての役割が期待される道路や避難上重要な道路については、植栽は難燃性樹種を選定する。
- (3) ブロック塀、石塀、ショーケース、看板類などの沿道危険物について、転倒及び落下に対する安全対策を講じるよう、管理者に対して指導する。

4 橋りょうの整備

- (1) 災害時に落橋や破損の危険性が大きい老朽化の著しい橋りょうの架替え等耐震化を図り補強を推進する。
- (2) 交通のネックとなる幅員の狭い橋りょうの架替え及び拡幅を推進する。
- (3) 出水期に流出等のおそれがある橋りょうについては、布設替えや維持補修（橋脚強化）等に努めるとともに、地域住民に警戒を依頼する。

表 市内主要道路一覧表

区 分	路 線 名
自動車専用道路	阪和自動車道
国 道	26号
府 道	自然田鳥取荘停車場線、鳥取吉見泉佐野線、東鳥取南海線、和歌山貝塚線、尾崎停車場線、堺阪南線
市 道	尾崎石田線、尾崎自然田線、尾崎黒田南線、尾崎下出線、箱の浦線、下荘漁港線、石田箱作線、光陽台舞線、西鳥取線、石田桑畑線、自然田石田線、和泉緑ヶ丘線、尾崎港線、万葉台線、箱作駅前線、丘陵東線、丘陵西線、南山中丘陵線、貝掛丘陵線等

第9節 建築物災害予防対策の推進

【方針】

不特定多数の者が集まる施設、高層化・大型化した特殊建築物、公共施設、一般住宅などの個々の建築物の防災性向上のため、査察や防災診断等を通じて、耐震・耐火建築物の建築・補修及び防災設備の整備等の指導・奨励を実施する。

【現況】

都市化の進展により市街地に目立ちつつある高層化かつ大型化した特殊建築物や常時不特定多数の者が集まる施設においては、災害時に人身事故につながる可能性が大きい。こうした建築物は本市においても増加傾向にあり、その防災対策が望まれる。

表 消防法施行令別表第1に定める防火対象物一覧表

項 別	用 途 別	棟数
(1)	イ 劇場・映画館・演芸場・観覧場	1
	ロ 公会堂・集会場	40
(2)	イ キャバレー・カフェー・ナイトクラブの類	0
	ロ 遊技場・ダンスホール	5
	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗の類	0
(3)	イ 待合・料理店の類	0
	ロ 飲食店	31
(4)	百貨店・マーケット・物品販売店舗・展示場	69
(5)	イ 旅館・ホテル・宿泊所の類	7
	ロ 寄宿舍・下宿・共同住宅	303
(6)	イ 病院・診療所・助産所	27
	ロ 老人福祉施設・救護施設・更生施設・児童福祉施設	26
	ハ 幼稚園・盲学校・聾学校・養護学校	11
(7)	小学校・中学校・高等学校・大学・各種学校の類	36
(8)	図書館・博物館・美術館の類	0
(9)	イ 蒸気浴場・熱気浴場の類	0
	ロ 上記以外の公衆浴場	0
(10)	車両の停車場・船舶又は航空機の発着場	1
(11)	神社・寺院・教会の類	16
(12)	イ 工場・作業場	222
	ロ 映画スタジオ・テレビスタジオ	0
(13)	イ 自動車車庫・駐車場	20
	ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫	0
(14)	倉庫	100

項 別	用 途 別	棟数
(15)	前各項に該当しない事業場	124
(16)	イ 特定防火対象物が存する複合用途防火対象物	156
	ロ 上記以外の複合用途防火対象物	129
(16の2)	地下街	0
(16の3)	準地下街	0
(17)	重要文化財・重要有形民俗文化財・史跡等の建造物	1
(18)	延長50m以上のアーケード	0
合 計		1,325

備考:延べ面積 150 m²以上のもの

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

表 中高層建築物一覧表

階数	3階	4階	5階	6階	7階	8階	9階	13階	合計
棟数	170	55	92	5	2	2	1	1	328

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

表 指定文化財(建造物)一覧表

区 分	種 別	件数
国指定重要文化財	建造物	1
府指定文化財	建造物	1
合 計		2

【計 画】

1 特殊建築物の予防査察

高層建築物、大規模小売店舗、病院等不特定多数の者が使用する特殊建築物については、特に施設内の状況や安全対策等の査察を実施し、構造上及び防火上欠陥のあるものに対しての行政指導体制を強化する。

2 耐震対策の計画

建築物の耐震改修の促進に関しては、「大阪府既存建築物耐震改修促進計画」との整合性を確保しつつ、市の既存建築物耐震改修促進実施計画に基づき、計画的に既存建築物耐震改修の促進に努める。

3 公共建築物の耐震・不燃化

住民センター、学校、病院等の多人数を収容しうる公共建築物については、災害時における避難救護施設として、利用することとなっている。これらの施設の新増築に当たっては、耐震・耐火性の向上とともに、次のような防災機能の補修・補強に努める。

- (1) 既存の木造建築物の不燃化・堅牢化を図る。
- (2) できる限り防火水槽等を設置し、水利を確保する。
- (3) 自家発電装置の設置により停電時に備える。
- (4) 消火警報設備等の消防用設備の整備に努める。
- (5) 2階以上の建築物は耐火構造等にするとともに、空地の確保に努める。

4 一般建築物の耐震化

- (1) 新築の木造建築物
建築主及び建築士会など関係団体に対し、耐震・耐火の建築設計・施工を行うよう指導・監督する。
- (2) 既存の木造建築物
市民に対し建築物の耐震診断方法と補強方法の紹介を行うとともに、老朽建物については補強・建て替えの奨励を行う。

5 共同住宅等の防火対策

共同住宅等について、次のような防火対策を実施する。

- (1) 建築確認時に関係法令の防火に関する規定を遵守するよう指導する。
- (2) 消防法による消防用設備等の設置及び建築物の内装の不燃化、避難対策について指導する。
- (3) 一般個人住宅等の火気取扱い場所（炉・ボイラー等）の安全管理等について指導する。

6 建築物不燃化事業の推進

- (1) 住宅地区改良事業の推進
不良住宅が密集し、保安上、衛生上、防災上危険と思われる地区について「改良地区」の指定を受け、不良住宅を除去した上、耐火性の改良住宅を建設し、併せて周辺道路等の環境を整備する。

7 その他建築物の防災対策

- (1) 防災の観点から、共同住宅・寄宿舍・一般個人住宅等を耐震・耐火建築物とするよう指導する。
- (2) 建築基準法の普及のため、関係団体に対し法施行上の協力を要請し、遵法精神の高揚に努める。
- (3) 府、消防機関、建築士団体等と協力し、個々の建築物について防災診断の相談に応じる。
- (4) ブロック塀等について、安全な施工技術の紹介、市民への啓発、既存塀の補強、生け垣への転換等の安全対策についての指導を推進する。

第10節 危険物等災害予防対策の推進

【方針】

石油類をはじめとする各種危険物による災害の発生及び拡大を防止するため、関係機関と連携して保安体制の強化、法令の定めるところによる適正な保安措置を講じるとともに、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織の育成と防災思想の普及を図る。

また、特に地震による災害防止のため、管理者が施設の耐震性向上を行うよう指導・教育にも努める。

【現況】

消防法等による危険物、高圧ガス、劇物・毒物、放射性物質といった各種の危険性物質は、重要なエネルギー・原材料等として、現在の生活様式を支えている。これらの危険性物質は、関係法令の厳しい安全基準のもと、保管・管理されているが、地震・火災・水害等により、爆発・漏洩拡散をし、大きな被害をもたらすおそれがある。

本市においても、危険物施設等の増加・大規模化・集積化が進むほか、危険物等を積載した車両が街中を走行するなど、危険性物質による災害の危険性は小さくない。

表 危険物施設一覧表

区 分		施 設 数
製 造 所		0
貯 蔵 所	屋内貯蔵所	2
	屋外タンク貯蔵所	5
	屋内タンク貯蔵所	4
	地下タンク貯蔵所	16
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	5
	屋外貯蔵所	0
小 計		32
取 扱 所	給油取扱所	15
	販売取扱所	0
	移送取扱所	0
	一般取扱所	9
小 計		24
合 計		56

(平成17年4月1日現在)

表 高圧ガス施設一覧表

事業所名	所在地	高圧ガスの種類	規模	備考
ニューカクタス株式会社 箱作営業所	箱作 2232 番地の 1	液化石油ガス	20,000kg	LPG

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

表 劇物・毒物取扱施設一覧表

事業所名	所在地	種類	規模	備考
協和産商株式会社泉南工場	鳥取中 713 番地	液化塩素	4,000kg	劇物
		濃硫酸	1,500kg	劇物
和泉チェン株式会社	箱作 100 番地の 1	液化アンモニア	1,000kg	劇物

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

【計 画】

1 危険物災害予防対策

消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制

- ア 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
- イ 危険物施設内の危険物の取扱いについては、危険物取扱者が行い、それ以外の者の場合には、資格を持った者の立ち会いを徹底させる。
- ウ 関係機関と連携して、危険物運搬車両の一斉取締りを実施する。

(2) 指導

- ア 予防規程の策定を指導する。
- イ 危険物施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- ウ 危険物施設の定期点検の適正な実施を指導する。

(3) 自主保安体制の確立

- ア 大規模な危険物施設事業所に対し、自衛消防隊の組織化を推進し、自主的な防災体制の確立について指導する。
- イ 危険物施設事業所等に対して、保安教育、消火訓練等の実施手法について指導する。

(4) 啓発

危険物取扱者等に対し、保安管理の向上を図るため、研修会、講習会を実施するとともに、危険物安全週間を中心に、関係者に各種啓発事業を推進する。

2 高圧ガス災害予防対策

市は、府と連携して、関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

3 火薬類災害予防対策

市は、府及び警察と連携して、盗難防止対策を含め、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

4 毒物劇物災害予防対策

市は、府と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、危害防止体制の確立、危害防止意識の高揚を図る。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

5 放射性同位元素に係る災害予防対策

市は、府と連携して、消防法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、施設の防災対策、防災業務従事者に対する教育、防災訓練等の災害予防対策を推進する。

(1) 規制・指導

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守が徹底されるよう指導する。

第11節 農林水産関係対策

【方針】

各種災害による農作物、施設、漁場等の被害を軽減するため、平常時から農業・林業・水産業に関する運営技術の向上並びに気象情報等の迅速な広報に努めるとともに、防災的見地から営農指導の計画をたて、災害予防事業を推進する。

【計画】

1 農業対策

防災営農技術については、泉州地域農業改良普及センターの指導のもと農業団体等の協力を得て被害を最小限に食い止めるための技術の普及に努める。

- (1) 風水害予防
- (2) 寒害予防
- (3) 晩霜と低温障害予防
- (4) 干害予防

2 畜産対策

家畜伝染病の予防については、平素から大阪府南部家畜保健衛生所及び家畜防疫員を中心としてその指導に当たるとともに、国の防疫指針に基づき、府の指示のもと協力して蔓延防止に万全を期す。

3 林業対策（特に水害に対する注意）

(1) 治山

治山現場を点検して次の措置を講じる。

- ア 築設中の構造物は、埋戻し・間詰等の補強対策を完全にして倒壊・亀裂等を防止する。
- イ 床堀周辺・切取上部等に所在する立木・転石等の処理をするとともに、切取り・盛土の法面を整理して崩壊を防止する。
- ウ 器材・原材料を流失・埋没・破損・変質等のおそれがない場所に保管する。

(2) 林道

- ア 側溝及び排水施設を整備し、排水をよくしておく。
- イ 溪流や河川に散乱している根株・流木等を除去しておく。
- ウ 洪水時の被災のおそれがある河川沿いの土場、貯木場の木材は搬出するか、又は安全な場所に移しておく。
- エ 工事中の林道は、治山と同様の措置をする。

4 水産業

漁港・港湾の整備を促進し、危険箇所を点検整備するほか、災害時にとるべき処置を検討しておく。

台風等による風雨、波浪、高潮等による漁船、漁具等の被害を未然に防止するため、漁業組合と密接な連絡をとり気象情報等の通報を行うとともに、災害のおそれがあるときは、船舶を安全な場所に避難させるよう指導する。

第12節 ライフライン関係災害予防対策

第1 電気通信

<西日本電信電話(株)大阪支店>

【方針】

災害による通信の途絶を防止するため、電気通信設備及びその他付帯設備（建物を含む。以下、「電気通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

【計画】

（1）電気通信設備等の高信頼化（防災設計）

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐水構造化を行う。

イ 暴風のおそれがある地域にある電気通信設備等について耐風構造化を行う。

ウ 地震・火災に備えて、主要な電気通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

（2）電気通信システムの高信頼化

ア 主要な伝送路を多ルート構造又はループ構造とする。

イ 主要な中継交換機を分散設置する。

ウ 大都市において、とう道（共同溝を含む）網を構築すること。

エ 主要な電気通信設備等について、必要な予備電源を設置する。

オ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者系伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

（3）電気通信処理システムに関するデータベース等の防災化

電気通信設備等の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐水構造容器への保管の措置を講ずる。

（4）災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送措置、交換措置及び網措置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

第2 電力

<関西電力(株)岸和田営業所>

【方針】

電力設備の被害軽減のための諸施策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう、万全の予防措置を講ずる。

【計画】

1 電力設備の災害予防措置

電力施設の防災については、平常時から保安の規定類を始め関係諸規定等に基づき、施設の管理、維持改良を行い、また計画的に巡視点検及び測定等を実施する。

さらに、地震発生時等の被害を軽減し、かつ、電力の安定供給を図るための措置を講ずる。

(1) 施設の耐震性の強化等

ア 変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。

建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

イ 送電設備

架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中電線路

終端接続箱、給油装置については、「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。

また、地盤条件に応じて、可とう継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

ウ 配電設備

架空配電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

地中配電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や可とう性のある管路を採用するなど、耐震性を配慮した設計とする。

(2) 電力施設予防点検

電力設備技術基準に適合するよう定期的に電気工作物の巡視、点検(災害発生の恐れがある場合には特別巡視点検)等を実施するほか、自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査を行う。

第3 ガス

<大阪ガス(株)導管事業部>

【方針】

ガス施設において、災害発生の未然防止はもちろん、災害が発生した場合にも、その被害を最小限にとどめるため、平常時から防災施設及びガス工作物の配置及び維持管理の基準、防災に関する教育訓練、防災知識の普及について策定する。

【計画】

1 防災体制

保安規程に基づき、「災害対策規程」及び「ガス漏洩及び導管事故等処理要領」等により、当社及び関係工事会社等に対し、保安体制並びに非常体制の具体的措置を定める。

2 ガス施設対策

(1) 風水害対策

風水害の発生が予想される場合は、予め定めた主要供給路線、及び橋梁架管等を巡回点検する。

(2) 地震対策

ア 新設設備はガス工作物の技術上の基準、ガス導管耐震設計指針等に基づき耐震性を考慮した設計とし、既設設備はその重要度を考慮し計画的に入替・補強等必要に応じた対策を講じる。

イ 二次災害の発生を防止するため、緊急遮断装置の設置による導管網のブロック化を進める。

ウ 地震発生時の二次災害防止のために、感震自動ガス遮断装置を有するマイコンメーター及び遠隔ガス遮断装置及び地区ガバナー感震自動ガス遮断装置の設置を進める。

3 その他防災設備

(1) 検知・警報設備

災害発生時において速やかな状況把握を行い所要の措置を講ずるため、必要に応じ製造所、供給所等に遠隔監視機能を持った次の設備を設置する。

ア 地震計

イ ガス漏れ警報設備

ウ 圧力計・流量計

(2) 連絡・通信設備

災害時の情報連絡、指令、報告等を迅速に行うと共に、ガス工作物の遠隔監視・操作を的確に行うため、無線通信設備等の連絡通信設備を整備する。

(3) 資機材の整備

早急に復旧若しくは応急措置が出来るよう緊急用資機材を保有し、その点検整備を行う。

4 教育・訓練

(1) 防災教育

ガスの製造設備・供給設備に係る防災意識の高揚を図り、ガスに係る災害の発生防止に努めるため、災害に関する専門知識、関係法令、保安規程等について、社員等関係者に対する教育を実施する。

(2) 防災訓練

地震発生時の災害対策を円滑に推進するため、年1回以上被害想定を明らかにした実践的な防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。また、地域防災訓練に積極的に参加する。

5 広報活動

(1) 顧客に対する周知

パンフレット等を利用してガスの正しい使い方及びガス漏れの際の注意事項を周知する。

(2) 土木建設関係者に対する周知

建設工事の際のガス施設損傷による災害を防止するため、ガス供給施設に関する知識の普及を図ると共に、ガス事故防止に当たっての注意事項を周知する。

第4 上水道

【方針】

上水道施設の被害軽減のための諸対策を実施し、災害時の被害を最小限に止めるよう万全の予防措置を講ずる。

【現況】

上水道施設の現況は、次のとおりである。

表 上水道施設の状況

事業主体名	計画給水人口	給水区域内 現在人口	現在給水人口	原水の種類	現在施設公称 能力
阪南市 上水道事業	74,000 人	59,836 人	59,800 人	浄水受水	38,000m ³ /日

(平成 17 年 4 月 1 日現在)

【計画】

- 1 配水管整備事業については、日本水道協会設定の「水道施設設計基準」「水道施設の耐震工法指針」等によって、施設の耐震化を推進する。
- 2 水道施設の耐震性及び供給体制等について、施設等の総合的な点検検討を行い、その結果に基づいて必要な施設等の整備増強を図る。
- 3 水道施設の定期的な巡視を行うとともに、消防法、高圧ガス取締法に適合した設備を設ける。
- 4 送水管、配水管の老朽管については、新管に計画的に敷設替えを実施する。
- 5 送配水管路線、管橋等の施設の巡視を行い、必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

第5 下水道

【方針】

災害による下水道施設の被害を最小限に止め、雨水の迅速な排除により低地域の浸水等を防止するため予防措置を講ずる。

また、排水不良は、災害時の浸水等による被害を一層大きくするので、これに対処するため、排水不良地域から順次下水道の整備計画をたて、強力に推進する。

【計画】

災害による下水道施設の被害を防止するために次の措置を推進する。

1 下水道の整備

年次計画により、雨水排水に対する雨水管渠等を整備する。

また、雨水流出は、居住地域のみにとどまらないため、河川や農業用排水路その他在来水路等の排水系統を十分調査し、雨水排除計画を策定し、浸水被害解消を進める必要がある。

市街地における雨水整備である都市下水路事業は既に完了し、公共下水道雨水整備についても、供用開始した雨水幹線等もあるが、今後、更に下水道の整備による雨水対策を実施していく。

2 下水道施設の耐震性強化及び点検整備

施設及び建築物の耐震設計を推進するとともに、定期的に点検を行い必要に応じ補強、補修等の措置をとる。

3 動力源の確保

災害による停電に備え、2回線受電、専用線受電をして対処するとともに、自家発電機を設置する。

4 施設の耐災害性の向上

浸水に備えるため防止扉、止水扉及び雨水排水設備等を設置する。

第6 鉄道

<西日本旅客鉄道(株)和泉砂川駅、南海電気鉄道(株)みさき公園駅>

1 西日本旅客鉄道(株)・南海電気鉄道(株)の対策

【方針】

鉄道の災害防止については、線路諸設備の実態を把握するとともに、周囲の諸条件を調査して、災害時においても、常に健全な状態を保持できるよう、諸施設の整備を行うものとするが、おおむね次に掲げる施設について、整備強化を図るものとする。

【計画】

(1) 妨害施設の維持改良計画

- ア 橋りょうの維持補修及び改良強化
- イ 河川改良に伴う橋りょう改良
- ウ 法面、土留め維持補修及び改良強化
- エ 建物等の維持補修及び改良強化
- オ 電線路支持物の維持補修及び改良強化
- カ その他防災上必要な設備改良

(2) 災害警備体制の確立

- ア 気象観測装置及び沿線情報装置の整備
 - (ア) 雨量警報装置
 - (イ) 風速警報装置
 - (ウ) 地震警報装置
 - (エ) 河川水位警報装置
 - (オ) 冠水警報装置
- イ 災害時の配備体制の確立
- ウ 警備計画、要注意箇所の警備方法の確立
- エ 列車運転規制計画
- オ 防災訓練の計画、実施

(3) 災害応急対策用資機材の備蓄及び調達計画

- ア クレーン車、モーターカー、ライトバン、ジャッキ、発電機、レール、枕木、電線類、非常用通信機器、その他資機材
- イ 重機械類その他必要な資機材
関係企業から緊急調達するための体制の確立と活用計画

第13節 海上等における石油等危険物の大量流出災害予防対策

【方針】

海上等における石油等危険物の流出油の拡散等の災害発生を未然に防止するため、警察署、消防組合、海上保安署その他関係機関と協力し、災害予防に必要な措置を講じる。

【計画】

- 1 原因者となり得る企業等に対して指導監督を強化する。
- 2 流出油等の拡散防止及び処理のための施設及び設備資機材は、企業等も含めて計画的に整備、充実を図る。